



幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ



2019年10月から、3～5歳児のお子様については保育料が無償化される

ため、月額保育料をお支払いいただく必要がなくなります。

※0～2歳児の住民税非課税世帯も無償化の対象となります（裏面で対象確認）

～ 無償化の対象外となる経費（給食費）について ～

給食の材料にかかる費用（給食費）については、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

ポイント

現在、保育所に通う3～5歳児の給食費は、

- ・主食（お米など）分については直接保育所にお支払い、または現物を持参。
- ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）稚内市を通じて、保育所にお支払いいただいております。

幼児教育・保育の無償化に伴い、今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

※幼稚園利用の方は、これまで同様、主食・副食費を施設にお支払いいただきます。

※年収360万円未満相当の世帯の子ども達 及び 第3子以降の子ども達（幼稚園は小学校3年生児童、保育園は就学前児童からカウント）については、副食費が免除されます。

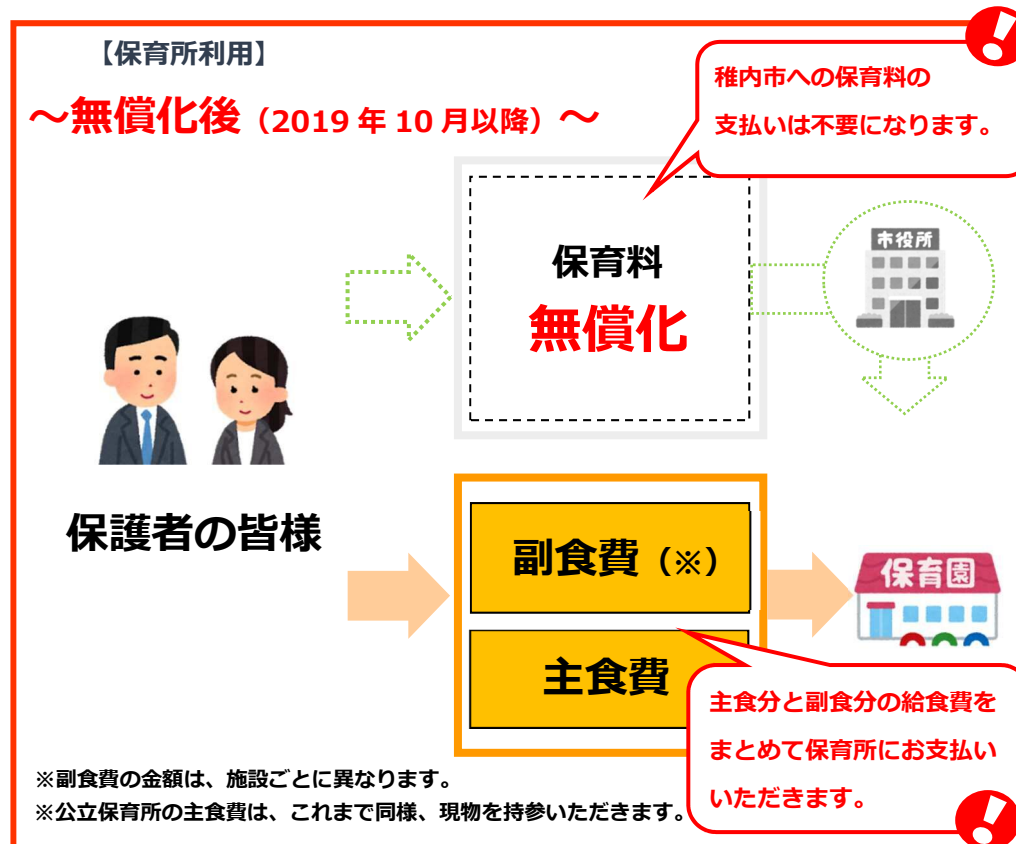
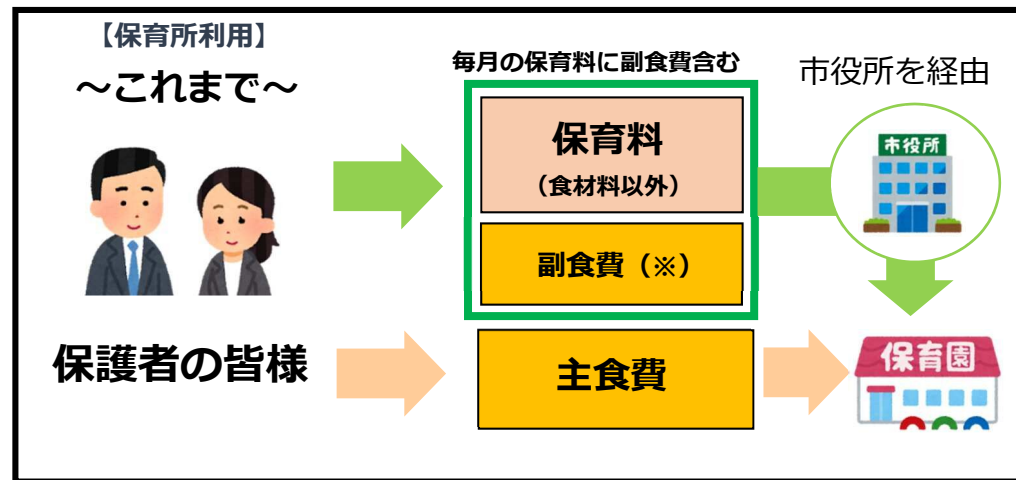


無償化情報の他、子育て支援情報は、子育て応援サイト「え～る」で確認！

▶PCから

稚内 え～る 無償化

▶スマートフォンから



【お問合せ】稚内市教育委員会こども課育成グループ ☎0162-23-6530

我が家は 無償化の対象？

スタート

お子様の年齢は？

2019年4月1日時点



0～2歳児

あなたの世帯は
住民税非課税ですか？

満3歳で幼稚園を利用している方

はい

お子さまが通っているのは、
どの施設ですか？



保育料が
無料になります。

いいえ

3歳児クラスからが
対象となります。



保育の必要性の認定（※2）を受けて
いる場合、利用料が月額4.2万円
まで無償になります。

3～5歳児

現在お子様が利用している
施設はどれですか？



利用料が
無料になります。



利用料が
無料になります。



保育の必要性の認定（※2）
を受けている場合、利用料
が月額3.7万円まで無償に
なります。



+ 預かり保育

保育の必要性の認定（※2）
を受けている場合、幼稚園
の利用料に加え、利用日数
に応じて、**最大月額1.13万円**
まで無償になります。

※満3歳利用は対象外。
※満3歳非課税世帯のみ1.63万円まで。

ポイント

利用施設を通じて、
市役所に無償化の
申請が必要です。



●子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、幼稚園・保育所を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0～2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。（※保育園児）

●通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、第3子以降の子ども達（幼稚園は小学校3年生児童、保育園は就学前児童からカウント）については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

●就学前の障がい児の発達支援を利用する子ども達についても、3～5歳児までの利用料が無償化されます。

※1 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。
※2 認定要件については、保護者の就労など、保育所利用と同等の要件がありますので、詳しくは利用施設または市こども課（TEL：0162-23-6530）までお問い合わせください。